

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環 境 厚 生 常 任 委 員 会	会 議 場 所 第3委員会室	
		担 当 職 員 池 永	
日 時	平成29年2月9日(木曜日)	開 議	午後 1 時 30 分
		閉 議	午後 2 時 16 分
出席委員	◎馬場 ○平本 酒井 富谷 小川 奥村 小松 福井		
理事者 出席者			
事務局	門局長、鈴木議事調査係長、池永主任		
傍聴者	市民 2名	報道関係者 一名	議員一名

会 議 の 概 要

1 開 議

2 案 件

(1) 子どもの貧困について

<馬場委員長>

子どもの貧困をテーマとして進めているが、先日、各委員のレターケースに、子どもの権利条約、京都府子どもの貧困対策推進計画、子どもの貧困に関する一般質問・答弁の抜粋を配付した。特に子どもの権利条約について、子どもの貧困対策推進計画も踏まえて、各委員の意見を。

<福井委員>

子どもの権利条約を批准しているが、日本の政策にはあまり反映されていないのではないかというイメージをもった。他の国では、子どもの権利を主としたどのような政策がされているのか。

<馬場委員長>

なお、「子どもの貧困の実態と解決に向けて」という資料には国際比較等も載っているので見ていただきたい。子どもの権利条約を見ると、締約国がすべきことがずいぶん規定されており、国や自治体が子どもたちを守っていくという構成になっていると感じた。

<酒井委員>

福井委員の言われたとおり、日本では具体的な施策がされていない。批准しただけで、子どもの権利を守っていく責任や義務があることが認識されていない。また批准していること自体が知られていないという問題がある。締約国は批准して2年後、その後5年おきにチェックを受けるが、日本は何回言ってもできていないことがある。子どものための予算も、数字が並んでいるだけでまとまりがなく、評価のしようがない。しかし、国ができていない状況でも、地方自治体としてできることはある。

<小松委員>

日本は教育にかかる予算がOECDの中でかなり低いと聞く。子どもの学習塾を長

くやってきた経験からいうと、貧困家庭は学力だけでなく、進学等あらゆる面で非常にハンデがある。学力は、日本の国力、国際社会における競争力につながっていく。長い目で見たら力を入れるべきである。目の前のことを考えるのではなく、日本の将来を考える上において、もっと真剣に考えなければならない。府も進めているが、本市においても大いに関心を持つべき事項だと思った。

<富谷委員>

府では、平成29年度において、居場所づくりや子ども食堂を推進する方向性が出された。本市では実態調査が進んでいないが、常任委員会で手法や質問事項、対象者等身近なところから研究し、亀岡市としての課題やニーズの掘り起こしができるのではないかと。子育て世代包括支援センターや社会福祉協議会の子育て支援センターの窓口などにも貧困に対する相談がきていると思う。そういう声を吸い上げて、身近なところで問題を共有し、考える場になればと考えた。

<小川委員>

今の子どもを取り巻く環境、貧困問題については、所管がまたがるものもあるかもしれないが、継続して研究し、いろいろな面で提案していかなければならないと感じた。

<馬場委員長>

当委員会としては特に、権利条約の第24条の角度からの研究が重要になる。第2項に列記しているaからfまでは重要な内容であり、本市がどうなっているのか、それぞれ推進できているのか、この角度は参考にしていきたい。

また、配付資料には、子どもの貧困の重要なポイントが3点まとめられている。1つ目は、1人親世帯の貧困率がOECD加盟国中で一番高いということ。2つ目は、1人親世帯の貧困は深刻な問題ではあるものの、子どものいる世帯の貧困率上昇は、主として2人親世帯の貧困化によってもたらされているということ。これは、非正規雇用の問題等を含め、社会全体として考えていかなければならない。3つ目は、子ども期の貧困が教育機会の格差等を通じて、貧困の再生産につながる傾向が見られるということである。そのあたりを含めて今後のテーマにしてはどうかと感じた。

<奥村委員>

この貧困の問題は、世界の情勢を含めて、平和も含めて、基本的なところが一番大事になってくる。社会というのは、どうしても何割かの富裕層があり、普通の人、下の人と、どうしても位置づけが出てくるのが常である。それを疑問には思うが、社会全部が富裕層ということはあるまい。そうならばまた富裕層の中で格差が出てくる。そういうことを踏まえて考えるなら、扶助費等を受ける1人親世帯のほうが、事情により所得が低い2人親世帯よりも、逆に貧困率が低くなるということが起きてくる。例えば生活保護が1人あたり350万円、刑務所に入っている人の必要経費が350万円、それよりも非正規雇用等で一生懸命働いている人の方が低いということが問題の根底にあるのではないと思う。所得の問題や、扶助費の法整備を含めて考える必要がある。ただ、本来の貧困からいえば、世界にはもっと大変なところがたくさんある。平和で貧困がなくなり皆が教育を受けられたら、世界全体が平和になって貧困もなくなるというのが、条文の全体の趣旨だと思う。そこを皆で考え、世界全体で対立がなくなり、国同士も行き来ができるような地球になってほしいというのが理想である。

<馬場委員長>

戦闘行為に関することもここには記載されている。ここでの児童とは18歳未満のすべての者を指すが、せめて15歳までは武器を持たせないようにしようとか、難

民のことも書いてある。この方向でみていくことも大事である。

<平本副委員長>

条約の第26条と第27条、社会保障と生活水準の部分が貧困に関連している。1人親家庭の2人に1人が貧困家庭ということである。日本には絶対的貧困はないが、相対的貧困が課題になっている。子どもの貧困は大きな話であり、我々がどこでテーマを絞り込んでいくかは課題だと思う。

<馬場委員長>

相対的貧困といって、子どもの6人に1人、16.3%が貧困ということだが、その計算式を見たら、ボーダーラインは年収122万円であり、そういうラインで暮らしている子どもがたくさんいるということを事実としてつかんでおく必要がある。これを起点にして本市の施策を充実させていく必要がある。前回、今後の進め方について意見が出ていた。執行部の意見を聞くという意見が出ていたがどうか。実態調査や現状、横断的な取り組み等、ひとつひとつ確認していくということで進めるか。

<富谷委員>

子どもの居場所づくりや学習支援で、地域がどんな働きかけをしているか担当部署に質問に行ったが、把握されておらず、少ししてから回答があった。現状把握についても、山本議員が質問され、手法を検討するという答弁であったが、しなければならないという認識はあっても実際はまだだと考える。答弁もざっくりした答弁しかされていない。学習支援や生活支援についてなど、一つひとつ事細かにこちらが質問項目を示し、回答を聞いて現状把握するのは、取っ掛かりになると思う。

<小川委員>

現状を掘り下げて確認していくことは継続して行っていかなければならない。

<馬場委員長>

実態調査や子ども食堂、また、京都府の計画を本市はどのように具体化しようとしているのか等を、当委員会として執行部に文書で聞くことはできるか。口頭の方がよいか。

<事務局主任>

項目的には深めていくことはできる。来てもらい説明を受ける方がよいとは思いますが、その場合は健康福祉部になる。

<馬場委員長>

事務局から質問項目を伝え、今後、健康福祉部を呼んで話を聞いていくということによいか。

<了>

<馬場委員長>

また、現場の声を聴くことについて、こちらに呼ぶのではなく、こちらから出向いていくということによいか。保育所など態勢がとれるところや、時間的な余裕があれば、前回行った生活相談支援センターに行くということによいか。

<了>

<馬場委員長>

それ以外に、今後の進め方について意見があれば。

<酒井委員>

所管がまたがる問題をどうするのか。部設置条例が改正されるのは垣根の問題を解消するためかと期待したが、そうではなかった。しかし、子どもの問題は待ったなしである。所管内の事項は、事業や施策について課題や解決策を具体的に見ていけ

る。それと同時に、調査を進めていくうちに、所管外のことであったとしても、子どもの権利の保護の観点から課題が見えてくる。それを他の委員会と共有することはできるのではないかと考える。大きな話になるが、すべての施策について、子どもの権利の保護を徹底するためには、亀岡市として子どもの権利条例のようなものを作っていくのが理想ではないかと考える。

<福井委員>

執行部や現場に対する現状把握は必要である。所管の問題については提案がある。環境厚生常任委員会としては所管しか行けないので、政策研究会にしたら、他の所管から話が聴けるのではないかと考える。環境厚生常任委員会の構成が変わるが、一考していただくよう申し送ってはどうか。

<馬場委員長>

申し送り事項とする。部設置条例の概略は。課が1つ増えるとのことだが。

<事務局主任>

課のことは部設置条例にはないが、子育て支援課がこども未来課と保育課に分かれると新聞発表されている。部設置条例は総務文教常任委員会に付託される。

<馬場委員長>

詳細は総務文教で説明される。では、今後についての意見として、政策研究会や子どもの権利条約の条例化の研究についての提起があったことを申し送り事項とする。2月15日には委員会の構成が変わるので、前回と本日の議論を踏まえ、今後の詳細な日程等については新しい委員会で決めることとする。他の案件がなければ、ここで酒井委員から、子どもの貧困について、スライドによる説明を受ける。

<酒井委員>

(スライドにより説明)

- ・子どもの権利条約については、2009年頃に子どもの権利委員会から3回目の審査を受けた。その際、子どもの貧困に強く言及されていたことが特徴的であった。きちんと対応すると政府が答弁していたにもかかわらず、その後貧困率は上昇している。また、OECD諸国の中で、政府の再分配により子どもの貧困率が上がるのは日本だけだと言われている。政府がいろいろな政策をすることによって貧困率が上がるということは、分配の効率が悪いということである。こういう問題があることは踏まえておかねばならない。
- ・根本にあるのは、子どもの権利の保護であり、貧困は子どもの権利を侵害する要因なので対策が必要だということである。子どもの貧困という切り口から始まっても、たどりつくのは子どもの権利・保護である。
- ・子どもの権利条約を批准していることを知っている人が少ないのは問題。国内法より上位にあるものなので、子どもの権利条約を引用して、いろいろな施策が実施されるべきである。
- ・亀岡市にとっても、子どもの貧困対策はまだこれからであり、委員会として取り組む意義は大きい。
- ・府の推進計画を見ると、誰が貧困か見つけ出して支援するというより、生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもが守られるための貧困対策の推進という考えが明らかになっている。
- ・就学援助制度の対象者であっても、制度を利用していない人がある。就学援助制度が一般財源化され、運用が市町村に任せられている。経済的理由で給食費が未納の人の中には、受給資格があるのに申請していない人もいる。これらの人は把握されないままになって、子どもが不利益を受けている。

- ・就学援助制度の周知方法も市町村により差がある。また一般財源化により、財政が厳しいという理由で認定基準を厳格化したり、減額している市町村もある。しかし子どもの権利条約からすれば、資源の変化によらず子どもについては最優先すべきという考え方で見なければならない。
- ・就学援助は国がやるべきだと考えるが、そうになっていない。就学援助に限らず、本市独自の裁量で行っている事業がどのようなになっているのか、見ていかねばならない。
- ・一般質問では限界がある。委員会だからこそ最後まで確認し、経過を見たり、提案したりできる。
- ・中卒後、高校に行っていない人については、健康福祉部の対策としてできるのではないか。

<馬場委員長>

幅広く見ていくという問題提起であった。福井委員が言われたように、いろいろなやり方もあるので、次の構成メンバーに引き継いでいきたい。次回の委員会は臨時会の日には正副委員長の互選を行う。なお、酒井委員の資料が必要な場合は、後ほど申し出を。

散会 ～ 14 : 16